

## 特定融資枠契約に関する法律案について

このたび国会に提出された「特定融資枠契約に関する法律案」は、その趣旨自体きわめて望ましい方向のものであるが、次のような点において改善の余地がある。

1. 本法案は、その対象となる「特定融資枠契約」を、借主が商法特例法上の大会社である場合に限定している。このような限定を加える趣旨は、弱小な借主の保護にあるものと推察され、そのような保護を図ることは妥当なことと考えられるが、これを借主を大会社に限定するという方法で達成することには疑問がある。すなわち、第 1 に、現在の法案では、外国の大会社の日本支店のほか、相互会社、特定目的会社などは、いかに信用力があっても、いかに判断力があっても、またいかに必要性が高くても、いっさい本法案の対象にならない。とくに、外国法人が対象とならない点は、このような法案が原案どおりに成立した場合には、内外差別立法であるとして、対外的に恥をかくことになる。また第 2 に、融資枠契約は、中小企業への貸し渋り対策としても有効なはずである。これは、中小企業が特定融資枠契約を締結すれば、その中小企業は融資枠の範囲でいつでも必要な資金を入手できるからである。大会社のみこれを認めることは、中小企業を不当に差別することになり、問題である。

したがって、現在の法案の大会社という線引きは見直される必要がある。ただし、弱小な借主に対して貸主が融資枠契約を不当に押し付けるようなことがあってはならない。そこで、特定融資枠契約を締結する際には、貸主は、手数料その他の重要な事項を記載した書面をあらかじめ借主に交付しなければならないこととし、かつ、中小規模の借主については、ウォーミング・アップ期間（上記書面交付の後一定日数が経過して初めて契約の成立が可能とする）またはクーリング・オフ期間（契約成立の後一定日数が経過するまでの間は借主に契約解除権を認める）を認めることとするのが妥当である。なお、融資枠契約に基づいてなされる個々の融資取引に利息制限法および出資法の適用があることは、いうまでもない。

2 融資枠契約の手数料が利息制限法および出資法との関係で違法であるかどうかについては、現行法上、見解の対立があり、個別具体的な判断が要求されるが、多くの場合は適法であると考えられる（金融法委員会「コミットメント・フィーに関する論点整理」平成 10 年 11 月 25 日参照）。したがって、本法案は、法的不確実性を除去し、

日本の金融法制をより透明なものにするため、その対象となる特定融資枠契約に係る手数料の適法性を確認する趣旨であると考えられる。このことを明記するような工夫がなされることが望ましい。

以 上